

木材納材店視点からのSGEC認証制度の活用について

株式会社五感
前田英樹

木材納材店という立場から森林認証制度を活用することでどのような可能性があるのかを考察します。

弊社では、数年前から森林認証制度FSCとPEFCにCoCを登録しております。

なぜ、弊社のような小さな会社が単独で森林認証制度に登録しているのか？

そこにはメリットが少なからずあるからなのです。

昨今の公共工事や大型物件の設計図書には森林認証材を使用することが明記されてきました。

森林認証材を扱える業者ではない限り見積りにすら手を出せない状況という事です。

東京オリンピック関連においてもこのことは一つのネックとなり、これを契機に新規取得する業者とそれを支援する東京都の動きも見られました。

逆から見ると森林認証を持ってさえいれば多くのライバルと差をつける事ができるのです。

1970年代から80年代にかけて熱帯林の減少が世界的な問題となりました。ヨーロッパでは環境保護団体が中心となり熱帯材の不買運動を行いました。これらの中から持続可能と見なせるものについてはラベルが付されることとなりました。本格的な森林認証制度として世界自然保護基金(WWF)やグリーンピースが中心となった森林管理協議会(FSC)が1993年に設立され現在も全世界で展開しています。



その様な考えの下で2003年に緑の循環認証会議(SGEC)は我が国にふさわしい森林認証制度を創設するため森林・林業のみならず経済・産業、消費、自然環境など広範な方面の方々が参集して2003年に設立された組織です。

SGEC本部はSGECの規程、規則を制定するとともにモンリオール・プロセスに準拠したわが国の森林経営の現状に即したSGEC森林認証基準を制定しています。

2016年6月にはPEFCとの相互承認が実現しました。

SGEC 森林認証システムとは、

国際的な基準を用いて持続可能な森林経営を行っている森林を認証するシステムです。森林の所有者や管理者が取得することで、日本の森林管理のレベルを向上させ、豊かな自然環境と木材生産を両立する健全な森林育成を保障するものです。

この度の東京オリンピックでも持続可能性に配慮した木材の調達を都は目指しています。東京オリンピックに関わる工事においてはFSC、PEFC、SGECの認証材製品は、持続可能性に配慮した木材の調達基準の条件を満たした木材と見なされています。

現場レベルでは、最終的にはゼネコンや流通業者がCoCも取得していない場合もあり、やむを得ず木材の調達基準を満たしていない合法木材を納品する場合もあるようですが、それにしても元々見積りの入札に参加できた森林経営者、製材業者、問屋、納材業者についてはこれらの認証木材の調達基準を満たしていたという事が推測できます。

また、2017年5月に施行された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(通称「クリーンウッド法」)により、ますます納材業者へのSGEC認証材リクエストは増えてきております。

木材関連事業者のうち、合法伐採木材等の利用を適切、確実に行う事業者を第三者が登録して公表する仕組みが、登録木材関連事業者になります。

この登録事業者には森林認証制度及びCoC認証制度を活用した証明方法(FSC、PEFC、SGEC等)が含まれます。

SGEC認定製品が設計図書に明記されている場合、ゼネコンの業者選定時に有利に働くことは間違いありません。

もし、SGEC認証制度を持っていないとなるとその土俵にすら上がれないのです。

実際にはSGEC認証材を使用しなくてもよくなった場合でも、業者選定時にふるい落とされることは無くなります。

逆に言えば、SGEC認証を取得しているだけで競合するライバルは減るという事です。

東京木材問屋協同組合は、2020年10月末を持ってSGEC認証制度から脱退しました。

そうなると我々組合員は、自社で取得しない限りは見積り時の土俵に上がることもできないまま、外されることが容易に想像できます。

かと言って一会社が単独でFSCやSGEC認証を取得するには費用の負担が大きい。実際のところ、SGEC認証材の実績が上がらなくても私たち木材納材店にとってはSGEC認証の看板だけでもその効果は十分に発揮されるのです。

是非、再度SGEC認証を東京木材問屋協同組合で取得し、組合員が様々な公共物件や大型物件の見積りの土俵に、堂々と上がれることを祈るばかりです。